

NISA 受渡日が2026年となる取引についての注意事項

★NISAは受渡日基準です

2025年内に申し込み、約定となった取引であったとしても、受渡日が2026年となる場合は、2026年の取引として取り扱われます。

※受渡日…売買代金の決済日のことをいいます。約定日は売買が成立した日をいいます。

【事例】

取引内容：投資信託の購入（NISAを利用）

申込日：2025年12月29日

約定期：2025年12月30日

受渡日：2026年1月5日

⇒ 上記事例の場合、受渡日は2026年であるため、2026年の非課税枠（成長投資枠）240万円を利用することとなります。

★ご注意いただく取引

以下の投資信託売買取引においては、お客様のご意向と異なる取引結果になる可能性があるため、ご注意が必要です。

取引の詳細につきましては、「取引詳細」をご参照ください。

※取引詳細の【事例】において、取引①、②、③いずれの場合も前提条件は以下のとおりです。

〔前提条件〕

NISA口座で投資信託を200万円保有しており、その内100万円分が2025年12月末をもって非課税期間が終了し、課税口座へ移管されます（投資信託は全て同一のファンドです）。

取引番号	取引内容	約定期	受渡日
取引①	非課税期間が終了するファンド（2021年分）を解約	2025年内	2026年 1月以降
取引②	非課税期間が終了するファンド（2021年分）を解約		
取引③	課税口座で保有している「非課税期間が終了するファンド（2021年分）」と同一のファンドを全て解約	2026年 1月以降	